事 務 連 絡 令和4年3月18日

各都道府県各種学校主管課 日本インターナショナルスクール協議会 御中 在日ブラジル学校協議会

文部科学省大臣官房国際課

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について

このたび、内閣総理大臣より、北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県及び熊本県について、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく「まん延防止等重点措置」が令和4年3月21日をもって終了することとなりました。

これに伴い、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(以下「対処方針」という。)」が変更されましたので、お知らせします。

新たな対処方針における学校等の取扱いに係る記載は、別紙のとおりであり、発熱等の症状がある教職員の休暇取得の徹底、及び12歳~17歳までの児童生徒に対する3回目のワクチン接種について等が追記されています。

今般の新型コロナウイルス感染症に際して必要な対応について適切に御判断いただくための参考資料としていただけますと幸いです。

各都道府県各種学校主管課におかれては、所轄の各種学校のうち外国人学校に対して周知くださいますようお願いします。

日本インターナショナルスクール協議会及び在日ブラジル学校協議会におかれては、加盟 校に対して周知くださいますようお願いします。

### (本件連絡先)

文部科学省大臣官房国際課 国際協力企画室長 松原 人物交流専門官 小野 外国人教育政策係 手塚、氏師

Fax: 03-5253-3669,

E-mail : <u>kokusai@mext.go.jp</u>

Tel: 03-5253-4111 (内線 3222)

(Tentative translation)

International Affairs Division, Minister's Secretariat

Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

March 18, 2022

Attn: Prefectural miscellaneous category school departments,

Japan Council of International Schools (JCIS),

Association of Brazilian Schools in Japan (AEBJ)

The revised Basic Policies for Novel Coronavirus Disease Control

The Prime Minister has announced that the period of Priority Preventative Measures for Hokkaido, Aomori, Ibaraki, Tochigi, Gunma, Saitama, Chiba, Tokyo, Kanagawa, Ishikawa, Gifu, Shizuoka, Aichi,

Kyoto, Osaka, Hyogo, Kagawa, and Kumamoto Prefectures will end until March 21, 2022.

In accordance with this, the Basic Policies for Novel Coronavirus Disease Control have been revised.

The countermeasures against COVID-19 at schools that are stipulated in the revised Basic Policies are as shown in the attached document. The measures have been added regarding leaves for teachers and staff with symptoms such as fever and the third vaccination for children aged 12 to 17.

We kindly share this announcement with you because it could be utilized as a reference for your consideration on your responses to COVID-19.

To Prefectural miscellaneous category school departments: please send this notification to the miscellaneous schools for foreign students under your jurisdiction.

To JCIS and AEBJ: please send this notification to members of your council or association.

[Contact]

Director: MATSUBARA Taro

Senior Specialist for Personnel Exchange: ONO Kenichi

Unit Chief: TEZUKA Akane, UJISHI Daiki

Office for International Cooperation Planning, International Affairs Division, Minister's

Secretariat, Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

Tel: 03-5253-4111 (Ext: 3222), Fax: 03-5253-3669, E-mail: kokusai@mext.go.jp

3月17日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、お知らせします。なお、学校関係の記載については、発熱等の症状がある教職員の休暇取得の徹底等が追記されましたのでお知らせします。

事 務 連 絡 令和4年3月17日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課 各都道府県教育委員会専修学校主管課 各都道府県教育委員会専修学校主管課 各都道府県私立学校主管部課 附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 各文部科学大臣所轄学校法人担当課 構造改革特別区域法第12条第1項の認定を 受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課 各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等 について

このたび、内閣総理大臣より、北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県及び熊本県について、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく「まん延防止等重点措置(以下「重点措置」という。)」が令和4年3月21日をもって終了することとなりました。

これに伴い、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(以下「対処方針」という。)」が変更されましたので、お知らせします。

#### 1. 基本的対処方針における学校等の取扱いについて

新たな対処方針における学校の取扱いに係る記載は下記のとおりです。特に、発熱等の症状がある教職員の休暇取得の徹底については、これまでも、令和3年12月10日付け事務連絡でお知らせした「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」において示しているところですが、改めて徹底をお願いいたします。

なお、保健所による濃厚接触者の特定や行動制限を含めた積極的疫学調査を集中的に実施することに関する学校における取り扱いについては、本日発出した事務連絡「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び

行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について」(令和4年3月17日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)及び「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項について(更新)」(令和4年3月17日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)において示しているとおりであり、これらを踏まえた対応をお願いいたします。

また、12歳から17歳までの児童生徒に対する3回目のワクチン接種に関して、 以下のとおり追記されましたのでお知らせいたします。

- ※新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(抜粋)
  - 二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針
    - (2) ワクチン接種の促進

12歳から17歳までの方への3回目接種については、今後、厚生科学審議会における必要な審議等を経た上で、予防接種法に基づく予防接種として位置づけられた場合には、令和4年4月以降に接種を開始できるよう、自治体において準備を進める。

#### 2. 学校における感染症対策について

学校におけるオミクロン株に対応した感染症対策については、春季休業に際しての 対応に関する留意事項について改めてお示しする予定です。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校(高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。)及び域内の市(指定都市を除く。)区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市(指定都市及び中核市を除く。)区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して本件を周知されるようにお願いします。

記

新たな新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針について

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\_coronavirus/th\_siryou/kihon\_r\_040317.pdf

(関連する記載の抜粋) ※変更箇所について、追記部分には下線を引き、削除部分には 取り消し線を引いています。

- 一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実
- (6) オミクロン株の発生と感染拡大
  - (略) オミクロン株の濃厚接触者の待機期間について、これまでに得られた科学的知見に基づき、順次短くしている。14 目から 10 目に、さらに 10 目から 7 目に短くするとともに、地域における社会機能の維持のために必要な場合には、自治体の判断により、社会機能を維持するために必要な事業(別添に掲げる事業を参考として、自治体が適当と認める事業)に従事する者に限り、2 目にわたる検査が陰性であった場合に、5 目目に待機を解除する取扱いを実施できることとしている。加えて、常に接触のある家庭内では、感染者の発症目又は感染対策を講じた目のいずれか遅い方を 0 目目として、待機期間を 7 目間(8 目目解除)としている。
- 二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針
  - (5) オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策
    - 2) 学校等
      - ・ 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等 を踏まえた対応を基本としつつ、特に感染リスクが高い教育活動については、 同マニュアル上のレベルにとらわれず、基本的には実施を控える、又は感染が 拡大していない地域では慎重に実施を検討するといった対応を行う。
      - ・ 学齢期の子どもがいる医療従事者等の負担等の家庭・地域の社会経済的事情等を考慮し、学校全体の臨時休業とする前に、地方公共団体や学校設置者の判断により、児童生徒等の発達段階等を踏まえた時差登校や分散登校、オンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習形態を実施する。また、学校の臨時休業は、感染状況を踏まえ、学校設置者の判断で機動的に行い得るものであるが、感染者が発生していない学校全体の臨時休業については、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等を踏まえ、慎重に検討する。
      - ・ 地域の実情に応じ、感染者が発生した場合の早期の幅広い検査の実施、発熱 等の症状がある教職員の休暇取得の徹底や、教職員に対する早期のワクチンの 3回目接種等を行う。
      - ・ 感染が拡大している又は高止まりしている地域において、学校等でクラスタ 一が多発する場合には、地域の実情に応じ、教職員に対する検査の頻回実施、 部活動等における感染リスクの高い活動の制限を行う。
      - なお、大学等においても適切に対応する。
- 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項
  - (2) ワクチン接種
    - ④ <u>3回目追加</u>接種については、2回目接種完了から8か月以上経過した方に順次、接種することを原則としていたが、感染防止に万全を期する観点から、まずは、重症化リスクが高い高齢者などの方々の接種間隔を前倒しするとともに、接種を加速化し、並行して、予約に空きがあれば、できるだけ多くの一般の方にも更に接種間隔を前倒して接種する。

併せて、一般の方への接種を実施するに当たって、各自治体の判断により、教職員、保育士、警察官、消防職員など、地域における社会機能を維持するために必要な事業の従事者等に対して優先的に<u>3回目追加</u>接種をするような取組も進める。

<u>3回目追加接種</u>に使用するワクチンについては、1回目・2回目に用いたワクチンの種類にかかわらず、mRNA ワクチンを用いる。

また、引き続き1回目・2回目未接種者に対する接種機会を確保し、接種を促進する。これらの接種に使用するワクチンについて、安定的な供給を行う。

### (3) サーベイランス・情報収集

⑤ 都道府県等は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、地域の感染状況や保健所の実施体制等に応じて、積極的疫学調査を実施し、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行うことを原則としつつ、オミクロン株の特徴 (潜伏期間と発症期間が短い) や感染拡大の状況を踏まえ、地域の実情に応じ、保健所による積極的疫学調査については、医療機関や高齢者施設等、特に重症化リスクが高い方々が入院・入所している施設における感染事例に集中化する。

このような状況においては、国民ひとりひとりが基本的な感染対策を徹底することが重要である。特に、症状がある場合などには、保健所等による濃厚接触者の特定等を待つことなく、出勤、登校等の自粛を含めた感染対策を自主的に講じることが重要である。

その上で、積極的疫学調査の実施及び濃厚接触者の特定について、保健所等による対応が可能な自治体においては、引き続き、幅広く行うこととしつつ、オミクロン株が主流の間は、濃厚接触者の感染リスクが低い事業所等において、保健所等による濃厚接触者の特定を行わない場合は、出勤については一律に制限を行わず、感染者と接触があった者に対して、重症化リスクの高い方との接触や感染リスクの高い場所への外出を控えることを促す等、状況に応じた自主的な感染対策の徹底を求める。一方で、重症化リスクの高い方が入院・入所している医療機関や高齢者施設等について、当該施設等からの報告等に基づき、濃厚接触者の特定を含めた積極的疫学調査を集中的に実施し、行動制限を求める。また、感染するリスクの高い家庭内の濃厚接触者についても、保健所等による特定・行動制限を実施する。

⑥ オミクロン株の濃厚接触者の待機期間について、これまでに得られた科学的知見に基づき、14日から10日に、さらに10日から7日に短くしているが、家庭内で感染があった場合を含め、2日にわたる検査が陰性であった場合に、5日目に待機を解除する取扱いを実施できることとする。加えて、医療機関、高齢者施設等や保育所、幼稚園、小学校等の従事者について、一定の要件の下、毎日検査による業務従事を可能とする。

#### (4) 検査

② (略)緊急事態措置区域や重点措置区域においては、保健所の判断を待たず に、医師による陽性者の同居家族等への検査を促進する。これらの区域に指定 された特定都道府県等は、集中的実施計画を策定し、感染多数地域の高齢者施

- 設<u>、保育所、幼稚園、小学校</u>等の従業者等に対する検査の頻回実施を行う。<u>また、感染が収束傾向にある地域であっても、地域の実情に応じ、感染者が発生した場合に早期の幅広い検査を実施する。</u>
- ⑤ 大学、専門学校、高校、特別支援学校や、中学校、小学校、幼稚園等に対して、約 125 万回分の抗原定性検査キットを配布し、発熱等の症状がある場合には、自宅で体養することや、医療機関の受診を原則とした上で、直ちには医療機関を受診できない場合等において、教職員や学生、連やかな帰宅が困難であるなどの事情のある児童生徒(小学校4年生以上)を対象として抗原定性検査キットを活用した軽症状者(発熱、せき、喉の痛み等軽い症状を有する者をいう。以下同じ。)に対する迅速な検査を実施し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的に PCR 検査等を行政検査として実施する。

#### (5) まん延防止

- 5) 学校等の取扱い
  - ① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるので はなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学 校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影 響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マ ニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止 と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適 切に対応することを要請する(緊急事態措置区域においては、大学等の感染対 策の徹底とともに、遠隔授業もより一層活用した学修者本位の授業の効果的な 実施による学生等の学修機会の確保を図る)。部活動、課外活動、学生寮におけ る感染防止策、懇親会や飲み会等については、学生等への注意喚起の徹底(緊 急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染 リスクの高い活動の制限又は自粛(ただし、対象者全員検査の実施等により、 部活動や課外活動における感染リスクの高い活動について可能とする。))を要 請する。特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知 徹底を図る。また、大学、高等学校等における軽症状者に対する抗原定性検査 キット等の活用(部活動、各種全国大会前での健康チェック等における活用を 含む。)や、中学校、小学校、幼稚園等の教職員や速やかな帰宅が困難であるな どの事情のある児童生徒(小学校4年生以上)への抗原定性検査キットの活用 を奨励する。また、教職員や受験生へのワクチン接種が進むよう、大学拠点接 種を実施する大学に対し、地域の教育委員会や学校法人が大学拠点接種会場で の接種を希望する場合の積極的な協力を依頼するとともに、地方公共団体に対 し、大規模接種会場の運営に当たり、教育委員会や私学担当部局がワクチン担 当部局と連携し、希望する教職員や受験生へのワクチン接種が進むよう取組を 行うなどの配慮を依頼する。大学入試、高校入試等については、実施者におい て、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定ど おり実施する。
  - ② 都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

# (別添)事業の継続が求められる事業者

# 5. その他

・学校等については、児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、「学校における新型 コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。

<本件連絡先>

文部科学省 初等中等教育局 健康教育·食育課 03-5253-4111(内2918)